

令和 7 年度第3回国民健康保険運営協議会

【諮詢事項】

子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等
について(説明資料)

日野市市民部保険年金課
令和7年12月18日

【目 次】

1. 子ども・子育て支援金制度の概要について	1 ページ
2. 子ども・子育て支援金制度開始に伴う日野市の 国民健康保険税率について	2ページ
3. 子ども・子育て支援金の標準保険料率について	2ページ
4. 具体的な影響額について(モデルケース)	3 ページ

【参考資料】

子ども・子育て支援金に関する試算(出典:子ども家庭庁資料)

1. 子ども・子育て支援金制度の概要について

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「子ども未来戦略」（令和5年 12月 22日閣議決定）において、児童手当の抜本的拡充など、年 3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとなった。こうした大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要性が示された。
- そのため、子ども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帶の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設することとなった。

(2) 子ども・子育て支援金制度の内容

- 政府は、国が負担する部分等を除いた部分に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等（全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合）から、支援納付金を徴収する。（令和8年度 概ね6,000億円 令和9年度 概ね8,000億円 令和10年度 概ね1兆円）
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
- 子ども・子育て支援金の負担額については、令和8年度は負担額を抑え、令和8年度から令和10年度にかけて本来の負担額へ近づくよう段階的に改定を行っていく。

2. 子ども・子育て支援金制度開始に伴う日野市の国民健康保険税率について

東京都は、子ども・子育て支援金について、次のような方針を示しています。

◆都内すべての市区町村について、標準保険料率を採用する

◆賦課方式は2方式(所得割、均等割)とする

このため、日野市においても、東京都の示す標準保険料率をもとに子ども・子育て支援金の負担を被保険者の皆様にお願いしたいと考えております。

3. 子ども・子育て支援金の標準保険料率について

子ども・子育て支援金分の納付金に係る確定係数は、令和7年12月末頃に国から示される見込みです。確定係数の決定を受け、東京都が納付金額及び標準保険料率を計算するため、標準保険料率が市区町村に示されるのは令和8年1月中旬以降となります。

しかし、そのタイミングでは運営協議会への諮問及び答申を受けて、条例改正の議案上程を行うことが困難であるため、現時点では国から示されている仮係数にて算定された納付金額を用いて、東京都が計算した標準保険料率で示しています。確定係数に基づく標準保険料率と異なる可能性がありますがご了承ください。

※仮係数における標準保険料率

日 野 市	子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金分
	所得割	均等割
	0.28%	1,844円

保険税額計算時は、均等割の端数は切り捨て、1,800円にて計算

4. 具体的な影響額について(モデルケース) ※仮係数による標準保険料率(により算出
均等割額については、1,800円で計算

① 2人世帯の場合(世帯主の年金収入のみ・65歳以上)

世帯の収入額	所得割	均等割	小計	最終賦課額	(参考) 月額
年金収入150万円 (7割軽減対象者)	0円	1,080円	1,080円	1,000円	83円
年金収入210万円 (5割軽減対象者)	1,596円	1,800円	3,396円	3,300円	275円
年金収入260万円 (2割軽減対象者)	2,996円	2,880円	5,876円	5,800円	483円
年金収入300万円 (軽減なし)	4,116円	3,600円	7,716円	7,700円	642円

② 4人世帯の場合(世帯主の給与収入のみ・全員18歳以上)

世帯の収入額	所得割	均等割	小計	最終賦課額	(参考) 月額
給与収入90万円 (7割軽減対象者)	0円	2,160円	2,160円	2,100円	175円
給与収入240万円 (5割軽減対象者)	3,276円	3,600円	6,876円	6,800円	567円
給与収入380万円 (2割軽減対象者)	6,076円	5,760円	11,836円	11,800円	983円
給与収入500万円 (軽減なし)	8,764円	7,200円	15,964円	15,900円	1,325円

③ 4人世帯の場合(世帯主の給与収入のみ・子ども2名が18歳未満)

世帯の収入額	所得割	均等割	小計	最終賦課額	(参考) 月額
給与収入90万円 (7割軽減対象者)	0円	1,080円	1,080円	1,000円	83円
給与収入240万円 (5割軽減対象者)	3,276円	1,800円	5,076円	5,000円	417円
給与収入380万円 (2割軽減対象者)	6,076円	2,880円	8,956円	8,900円	742円
給与収入500万円 (軽減なし)	8,764円	3,600円	12,364円	12,300円	1,025円

子ども・子育て支援金に関する試算(出典:子ども家庭庁資料)

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 600円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 800円</small>	10,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 17,900円</small>	4.5%
協会けんぽ	250円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 400円</small>	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	10,200円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 16,300円</small>	4.3%
健保組合	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 500円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 850円</small>	11,300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 19,300円</small>	4.6%
共済組合	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 750円</small>	600円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 950円</small>	11,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 21,600円</small>	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 <small>(参考) 一世帯当たり 350円</small>	300円 <small>(参考) 一世帯当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 一世帯当たり 600円</small>	7,400円 <small>(参考) 一世帯当たり 11,300円</small>	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1)本推計は、一定の仮定において行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の比率は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算する(*), 年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*), この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*), この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)